

別紙 基本報酬、延長支援加算請求例《児童発達支援の場合》

(1) 基本報酬

① 実利用時間が計画時間より短くなった場合

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
サービス提供時間								
計画時間								
実利用時間								

⇒利用者都合の場合計画時間「時間区分3」で請求

事業所都合の場合実利用時間「時間区分2」で請求

② 実利用時間が計画時間より長くなった場合

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
サービス提供時間								
計画時間								
実利用時間								

⇒計画時間「時間区分2」で請求

学校の短縮授業等について、計画していた場合「時間区分3」で請求

(2) 延長支援加算(青:基本報酬、緑:延長支援)

① 実利用時間が計画時間より短くなった場合

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
サービス提供時間								
計画時間								
実利用時間								

⇒実利用時間「1時間以上 2時間未満」で請求

② 計画にない延長支援の場合

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
サービス提供時間								
計画時間								
実利用時間								

⇒急遽延長支援を必要とした理由等を記録することで「2時間以上」で請求

③ 利用者都合により、基本報酬の支援時間5時間(延長支援加算要件)を満たさなくなった場合

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
サービス提供時間								
計画時間								
実利用時間								

⇒基本報酬を計画時間で算定できるため、「1時間以上 2時間未満」で請求

④ 利用者都合により、基本報酬の算定ができない場合

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時
サービス提供時間								
計画時間								
実利用時間								

⇒算定不可(ただし、欠席時対応加算は算定可)